

# 小樽市タクシー事業適正化・活性化協議会

## 【第7回】

小樽市タクシー事業適正化・活性化協議会事務局

〔平成26年2月28日(金) 14:00～  
於:小樽市役所消防庁舎6階講堂〕

---

# 目次

資料1	特定事業計画の進捗状況	P1～P8
	Ⅰ 特定事業計画認定申請・認定状況(総括表)	
	Ⅱ 特定事業計画認定申請・認定状況(事業者別)	
	Ⅲ 特定事業の事業別認定状況	
	Ⅳ 小樽市における法人タクシー輸送実績の推移	
	Ⅴ タクシー車両数の推移	
資料2	事業再構築の進捗状況	P9～P10
	Ⅰ 事業再構築(減・休車)の進捗状況	
資料3	地域計画における特定事業の一覧(参考)	P11～P14
資料4	小樽市におけるタクシー業界の取り組み状況	P15～P16
資料5	今後の活性化に向けた取り組みの提案	P17～P19
資料6	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の 適正化及び活性化に関する特別措置法による制度変更のポイント	P20～P21

---

# 特定事業計画の進捗状況

# I 特定事業計画認定申請・認定状況(総括表)

H25.12.31現在

法人タクシー					個人タクシー				
特定事業計画認定申請			事業再構築			対象事業者数	申請事業者数	認定事業者数	
対象事業者数	申請事業者数	認定事業者数	単独による事業再構築認定事業者	共同による事業再構築認定事業者	減車・休車車両数				
					減車	休車			
9	9	9	9	0	48	0	95	93	93

基準車両数	H21.9.30現在の車両数	H21.10.1～H22.4.11までの減車車両数	H22.4.12(特定事業計画受付開始日)現在の車両数	事業再構築による減車・休車数	H22.4.12以降の事業再構築による減車数	事業再構築による減車・休車実施後の車両数	基準車両数からの減車車両数	基準車両数からの減車率	事業再構築による減休車数の基準車両数に対する減車率
425	425	0	425	48	0	377	48	11.3%	11.3%

	H21.12.1	H22.12.1	H23.12.1	H24.2.1	H25.1.1	H26.2.1
乗務員数	576	566	545	538	515	536

## Ⅱ 特定事業計画認定申請・認定状況(事業者別)

H25.12.31現在

番号	ハイ・タク グループ区分	特定事業計画認定申請					事業再構築				保有車両数					増減率	
		申請年月日	認定年月日	認定 番号	特 定 事業数	特定事業最 終実施時期	単独	共同	減休車車両数		基 準 車両数	H21.9.30 時点	申請時 車両数	認定後 減車数	再構 築後		増減数
									減車	休車							
1	A	H22.5.17	H22.5.26	181	2	H22.6	○		9		85	85	85	0	76	-9	-10.6%
2	B	H22.5.19	H22.5.26	182	1	H22.6	○		9		82	82	82	0	73	-9	-11.0%
3	C	H22.5.20	H22.5.26	183	2	H22.6	○		3		22	22	22	0	19	-3	-13.6%
4	D	H22.5.20	H22.5.26	184	2	H22.6	○		4		38	38	38	0	34	-4	-10.5%
5	E	H22.5.20	H22.5.26	185	3	H22.6	○		9		81	82	82	0	72	-9	-11.1%
6	F	H22.5.20	H22.5.26	186	2	H22.6	○		4		34	33	33	0	30	-4	-11.8%
7	G	H22.5.20	H22.5.26	187	3	H22.6	○		3		14	20	20	0	12	-2	-14.3%
8	H	H22.5.20	H22.5.26	188	2	H22.6	○		3		35	29	29	0	31	-4	-11.4%
9	I	H22.5.19	H22.5.26	189	2	H22.6	○		4		34	34	34	0	30	-4	-11.8%

注1 「基準車両数」は、平成19年11月20日(特定特別監視地域の指定日)現在におけるタクシー車両の数値

### Ⅲ 特定事業の事業別認定状況

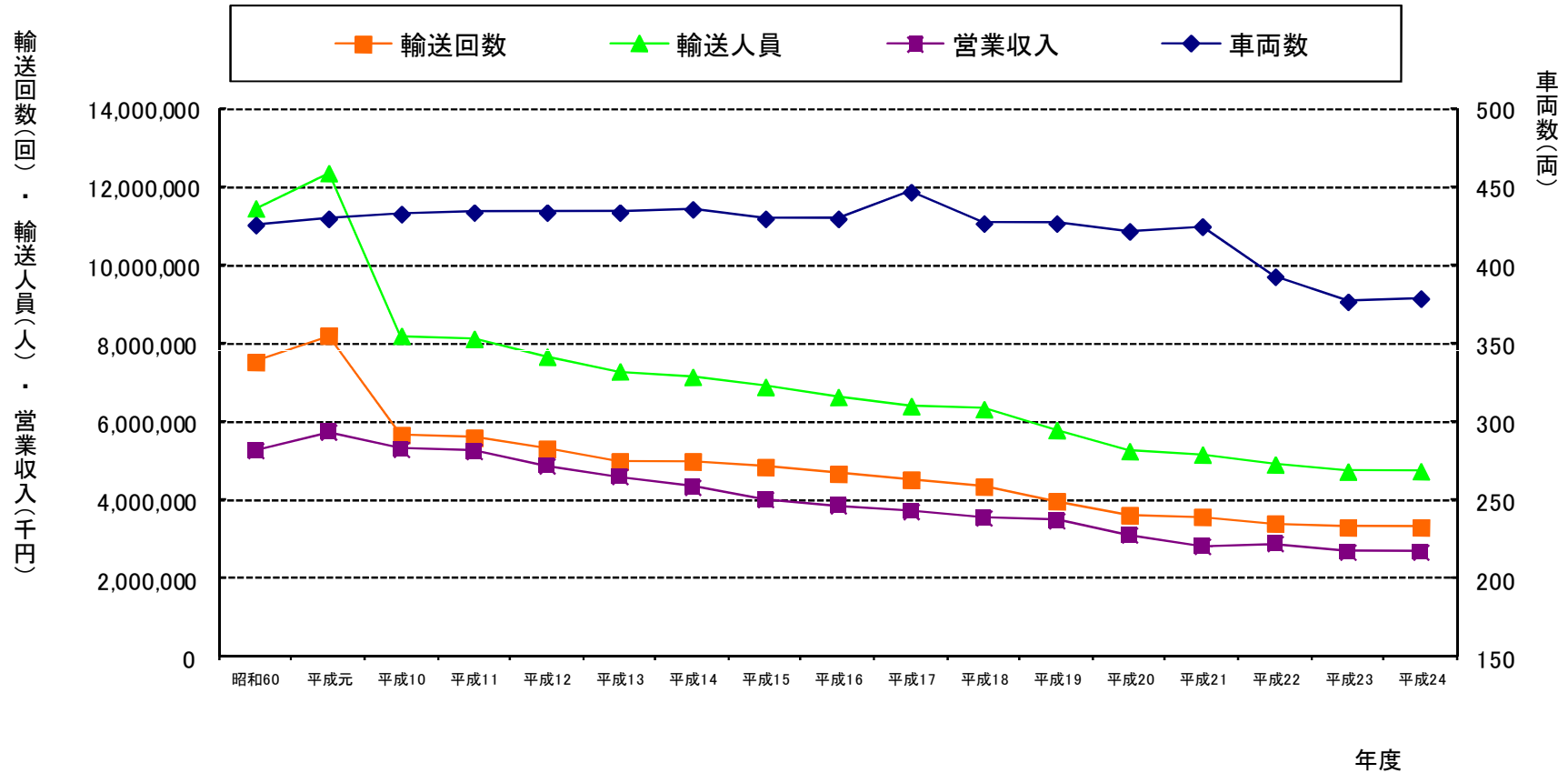
#### 法人事業者

特定事業の種別	認定件数 (重複有)
1① 禁煙タクシーの導入	9
1② 安全講習会の実施	1
1③ 事業者における自社Webサイトの開設	2
1④ サービス向上のための教育・研修の実施	1
2① 運転者、車両の適切な運用・管理を行い、これに伴う1両あたりの生産性の向上	2
5① アイドリングストップ運動の推進	7
計	18

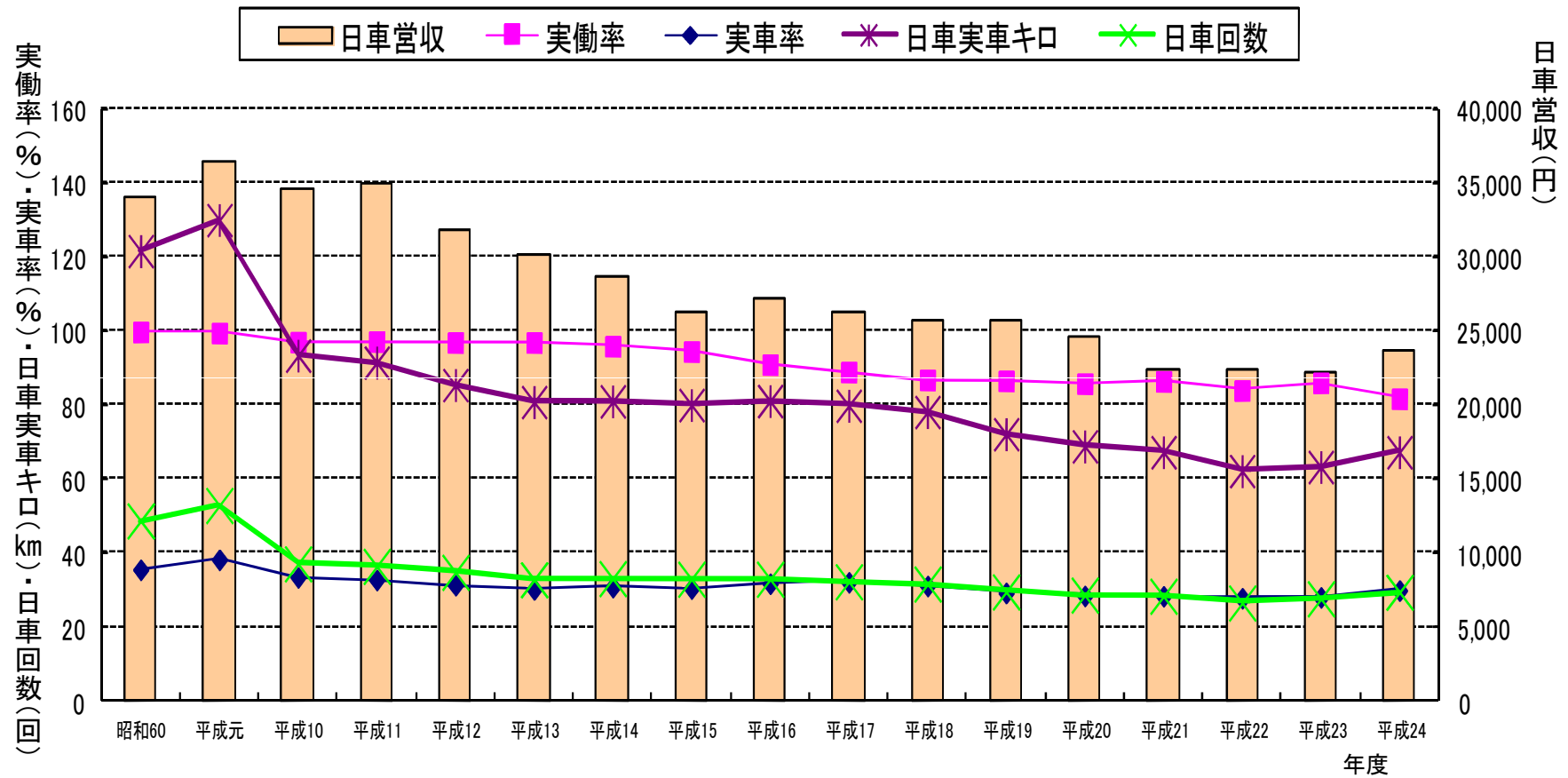
#### 個人事業者

特定事業の種別	認定件数 (重複有)
1④ 短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び利用者へのPR	93
1⑤ ETCの導入	5
2① 車両費用等の削減	15
4① タクシー事業者・運転者ランク評価制度の導入及び利用者へのPR活動	1
5① アイドリングストップ運動の推進	10
5② タクシー乗り場及び周辺における美化の促進	30
5③ エコドライブの推進	7
計	161

# IV 小樽市における法人タクシーの輸送実績の推移について①



## IV 小樽市における法人タクシーの輸送実績の推移について②

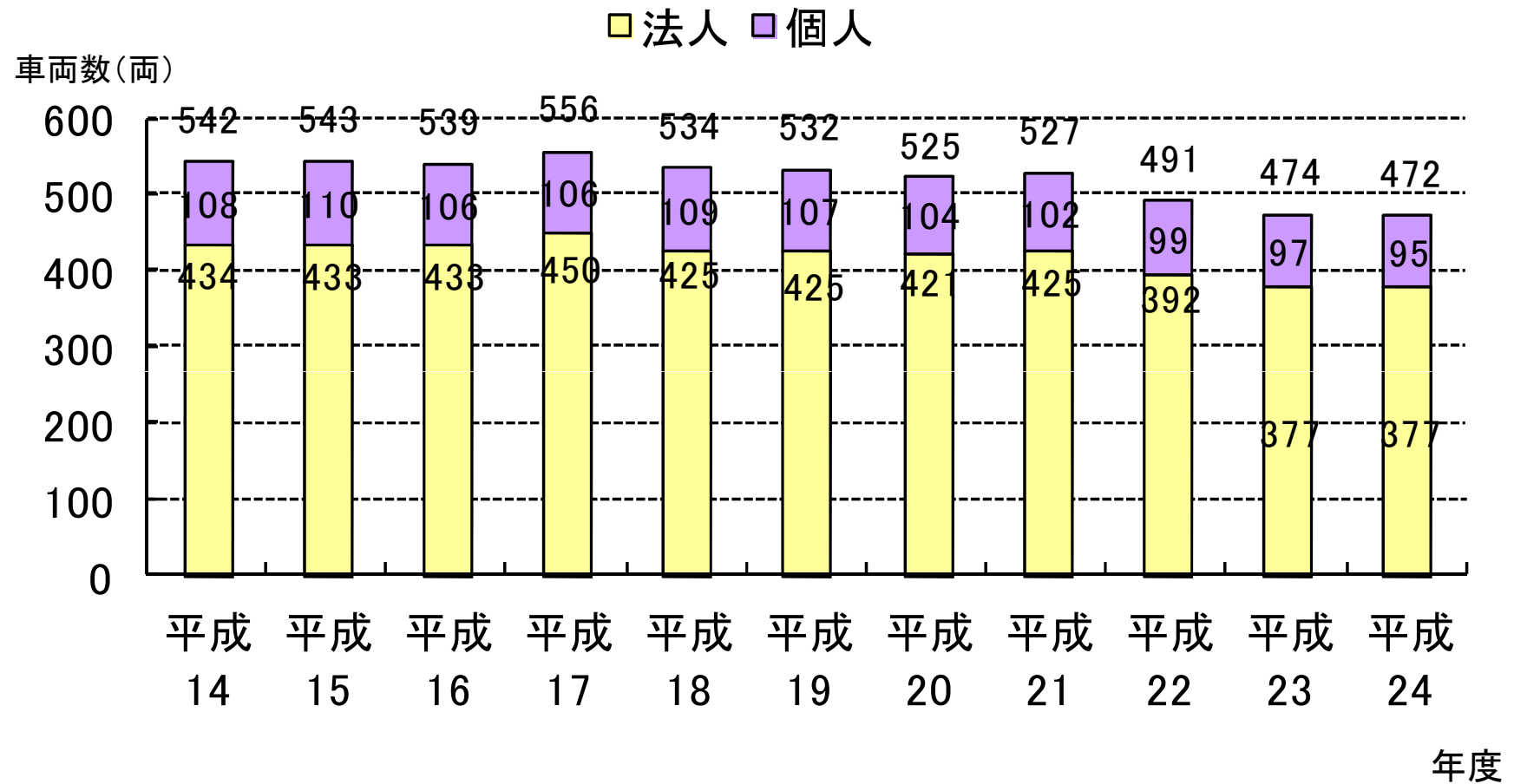




## IV 小樽市における法人タクシーの輸送実績の推移について③

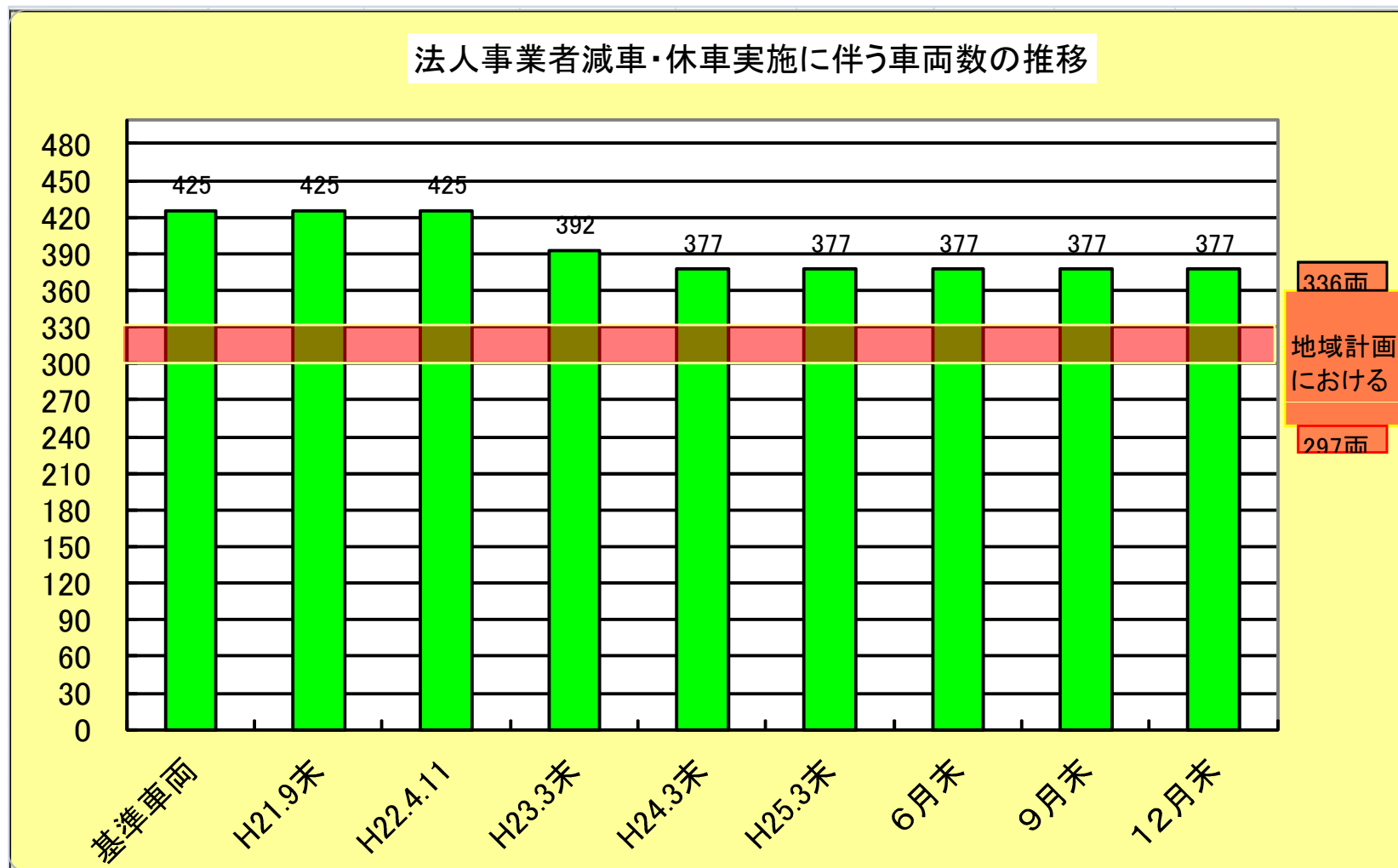
年度	延実在車両数 (両)	延実働車両数 (両)	実働率 (%)	実車キロ			輸送回数		輸送人員 (人)	運送収入	
				総実車キロ (km)	実車率 (%)	日車実車キロ (km)	輸送回数 (回)	日車回数 (回)		営業収入 (千円)	日車営業 (円)
昭和60年	155,490	155,214	99.8	18,882,053	35.4	121.7	7,541,897	48.6	11,464,501	5,274,168	33,979
平成元年	156,317	155,471	99.5	20,512,498	38.1	130.1	8,210,368	52.8	12,367,100	5,748,294	36,400
指数1 (H1=100)	100	100		100		100	100	100	100	100	100
平成10年	157,938	153,207	97	14,303,465	33.3	93.4	5,668,578	37	8,207,163	5,305,774	34,631
平成11年	158,741	154,308	97.2	14,111,598	32.6	91.5	5,602,617	36.3	8,129,545	5,250,668	35,027
平成12年	158,410	153,437	96.9	13,106,246	31.2	85.4	5,316,401	34.7	7,673,436	4,882,982	31,824
平成13年	158,410	152,921	96.9	12,356,094	30.1	80.8	4,998,596	32.7	7,297,936	4,614,021	30,173
指数1 (H1=100)	101	98		60		62	60	61	59	80	82
指数2 (H13=100)	100	100		100		100	100	100	100	100	100
平成14年	158,092	151,567	95.9	12,281,065	30.7	81	4,995,740	33	7,156,010	4,335,000	28,601
平成15年	158,175	149,422	94.5	11,950,145	30.3	80	4,852,327	32.8	6,900,301	4,024,039	26,161
平成16年	156,950	142,633	90.9	11,564,449	31.6	81.08	4,680,838	32.8	6,642,433	3,864,954	27,097
平成17年	158,920	141,217	88.9	11,271,727	32	79.8	4,527,610	32.1	6,409,970	3,714,420	26,302
平成18年	159,160	138,129	86.8	10,793,446	31	78.1	4,354,937	31.5	6,332,891	3,555,800	25,743
平成19年	156,445	135,324	86.5	9,751,931	29.1	72.1	3,979,823	29.4	5,798,759	3,479,510	25,712
平成20年	147,946	126,863	85.8	8,728,485	28.3	68.8	3,621,248	28.5	5,260,470	3,115,606	24,559
平成21年	146,699	126,272	86.4	8,518,942	28.2	67.2	3,580,240	28.2	5,173,693	2,827,877	22,309
平成22年	154,180	129,344	83.9	8,032,706	27.7	62.1	3,410,265	26.4	4,919,792	2,897,635	22,403
平成23年	140,033	120,452	86	7,616,475	27.9	63.2	3,311,636	27.5	4,738,810	2,680,151	22,251
平成24年	138,335	112,966	81.7	7,593,336	29.8	67.2	3,310,157	29.3	4,747,987	2,680,120	23,725
指数1 (H1=100)	89	77		37		48	40	52	38	46	61
指数2 (H13=100)	88	78		61		78	66	84	64	58	73

## V タクシー車両数の推移について



# 事業再構築の進捗状況

# I 事業再構築(減・休車)の進捗状況



## 地域計画における特定事業の一覧(参考)

# 地域計画における特定事業の一覧(参考)

1 / 3

小樽市

特定事業・その他事業の概要	実施主体	実施時期
1 タクシーサービスの活性化		
(1) 特定事業		
① サービス向上のための教育・研修の実施	事業者、個人組合	短期
② 地理教育の徹底	事業者	短期
③ 安全運転講習会の実施	事業者、個人組合	短期
④ 短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び利用者へのPR	事業者、法人協会、個人組合	短期
⑤ タクシーの救援事業(買物代行等)の拡大、周知	事業者、個人組合	短期
⑥ 禁煙タクシーの導入	事業者、個人組合	短期
⑦ ETCの導入	事業者	短期
⑧ 福祉車両の導入	事業者	中期
⑨ 福祉タクシーの運行	事業者	短期・中期
⑩ 介護タクシーの運行	事業者	短期・中期
⑪ チャイルドシートの導入	事業者	短期
⑫ ケア輸送サービス従事者研修の受講の促進	事業者	短期
⑬ 小樽観光大学の講習受講による案内人認定証取得の促進	事業者、法人協会、個人組合、観光協会	短期
⑭ 観光周遊ルートのPR	事業者、法人協会、個人組合、観光協会	短期
⑮ クレジットカード決済器の導入	事業者	短期・中期
⑯ 事業者における自社Webサイトの開設	事業者	短期・中期
(2) その他事業		
① タクシーサービスに関する情報提供	法人協会	短期・中期

# 地域計画における特定事業の一覧(参考)

2 / 3

特定事業・その他事業の概要		実施主体	実施時期
2	事業経営の活性化、効率化		
	(1) 特定事業		
	① 運転者、車両の適切な運用・管理を行い、これに伴う1両あたりの生産性の向上	事業者	短期
	② デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車	事業者	短期・中期
	③ 車両費用等の削減	事業者	短期
	④ 部品や燃料などの共同購入の推進による経費の圧縮	事業者	短期
	(2) その他事業		
	① アンケート等による需要構造分析	法人協会	短期
	② ニューサービスに関する要望受付窓口の設置	法人協会	短期
3	タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上		
	(1) 特定事業		
	① 賃金制度・乗務員負担制度の見直し	事業者、法人協会	短期・中期
	② タコグラフの活用など運行管理の徹底による労働時間の短縮	事業者	短期・中期
	③ 若年労働者の積極的な雇用の促進	事業者	短期・中期
	④ 新規就労者への教育環境の整備	事業者	短期・中期
	⑤ 健康診断等の充実	事業者	短期
	⑥ 防犯訓練の実施	事業者	短期
	⑦ 防犯カメラ等の導入	事業者	短期・中期

# 地域計画における特定事業の一覧(参考)

3 / 3

特定事業・その他事業の概要		実施主体	実施時期
4	タクシー事業の構造的要因への対応		
	(1) 特定事業		
	① タクシー事業者・運転者ランク評価制度の導入及び利用者へのPR活動	事業者、法人協会、個人協会、運輸支局	短期・中期
	(2) その他事業		
	① タクシー乗り場の整備・拡充	法人協会、自治体	短期・中期
5	交通問題、環境問題、都市問題の改善		
	(1) 特定事業		
	① 主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進	事業者、法人協会、個人組合	短期
	② 違法駐停車の防止策の構築と徹底	事業者、法人協会、運輸支局	短期
	③ タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	事業者、法人協会、個人組合	短期
	④ 低公害車の導入等の促進	事業者	短期・中期
	⑤ アイドリングストップ運動の推進	事業者	短期
	⑥ グリーン経営認証の取得	事業者	短期・中期
	⑦ エコドライブの推進	事業者	短期
	⑧ 安全プラン2009の目標値達成に向けての取り組みの推進	事業者、法人協会、個人組合、運輸支局	短期
	⑨ 運転者適性診断の活用促進	事業者	短期・中期
	⑩ ドライブレコーダーを活用した安全運転の徹底・事故分析	事業者	短期
	⑪ こども110番など社会貢献活動の拡充	事業者	短期
	(2) その他事業		
	① 自治体等が実施する交通渋滞対策等関係施策への積極的協力	法人協会、事業者、自治体、運輸支局	短期
	② 自治体等が実施する観光関係施策への積極的協力	法人協会、事業者、自治体、観光協会	短期



## 小樽市におけるタクシー業界の取り組み状況

## タクシー業界の取り組み状況について

### 外国人旅行者のための 言語バリアフリー化調査事業への参画

- ★ 観光乗換案内多言語看板の設置
- ★ 乗り場サインの整備
- ★ 車内案内板の整備

## 今後の活性化に向けた取り組み

- ・ユニバーサルデザインタクシー導入の取り組みについて
- ・外国人ひとり歩き受入マニュアルについて

# ユニバーサルデザインタクシー導入の取り組みについて

## 国土交通省

移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示(平成24年国土交通省告示第257号)第4条第1項の規定に基づき、及び一般乗用旅客自動車運送事業に係るユニバーサルデザインタクシーについて、その普及を促進するとともに、さらに優れたユニバーサルデザインタクシー車両の開発を促進することを目指した「地域のニーズに応じたバス・タクシーに係るバリアフリー車両の開発報告書」(平成23年6月国土交通省自動車交通局)の趣旨に基づき、標準仕様ユニバーサルデザインタクシーを国が認定する制度を創設し、これにより標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの普及等を図ることとする。



地域公共交通確保維持改善事業費補助金（バリアフリー化設備等整備事業の補助制度）事業実施の前提として、地域の協議会での議論を経て生活交通ネットワーク計画を策定。地方自治体の協調補助を要件とせず、事業費の分担については協議会で議論し、生活交通ネットワーク計画に記載。福祉タクシーの導入(車両購入・改造)  
一般乗用旅客自動車⇒これらの者に運車両を貸与する者  
補助率1/3

国内初のユニバーサルデザインタクシー、日産 NV200パネット



## 生活交通ネットワーク計画を策定するための地域協議会の設置

札幌運輸支局が主催する札幌地区タクシー協議会をH24.10.24日に開催  
計画書を策定する協議会として  
タクシー協議会の中に分科会を新たに設けること決定した。  
今後は札幌運輸支局管内のタクシー事業者が補助金を利用して福祉タクシー  
ユニバーサルデザインタクシーを導入する場合はこの協議会に諮ることになる。

ユニバーサルデザインタクシーの導入（平成24年10月現在）  
札幌交通圏 1事業者 1両 個タク 5両

福祉タクシーの導入（平成24年10月現在）  
札幌交通圏 6事業者 23両(福祉輸送限定会員2社含む)

http://wwwtb.mlit.go.jp/hokkaido/



http://wwwtb.mlit.go.jp/hokkaido/minimum/index.html

**北海道運輸局**  
Hokkaido District Transport Bureau

外国人ひとり歩き 受入 マニュアル

ミニマム言語バリアフリー

外国人受入支援として、言語バリアフリーのためのアイデアや方法をまとめたマニュアルです。項目をクリックするとPDF資料をダウンロードすることができます。ご自由に活用ください。

このマニュアルについて

外国人をもっと知ろう

外国人を受け入れるに当たって

施設・拠点別情報提供の留意点

簡便な情報ツールの作成と活用

## 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法による制度変更のポイント



# 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 (タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法) による制度変更のポイント

旧

新

原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

## 特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

期間 3年



※指定事由がなくなつたと認めるときは指定期間に関わらず解除

## 協議会の構成員

協議会の構成員は、次に掲げるものとする（括弧内は例）。

1. 地方運輸局長
2. 都道府県知事・市町村長又はそれらの指名する者
3. タクシー事業者等（社団法人〇〇都道府県タクシー協会、〇〇株式会社）
4. 労働組合等（〇〇労働組合〇〇都道府県支部）
5. 地域住民の代表（〇〇自治会長又は〇〇商工会長）
6. 鉄道事業者、バス事業者等
7. 学識経験者（〇〇大学教授〇〇）
8. 都道府県労働局又は労働基準監督署
9. 都道府県公安委員会
10. その他協議会が必要と認める者を列記

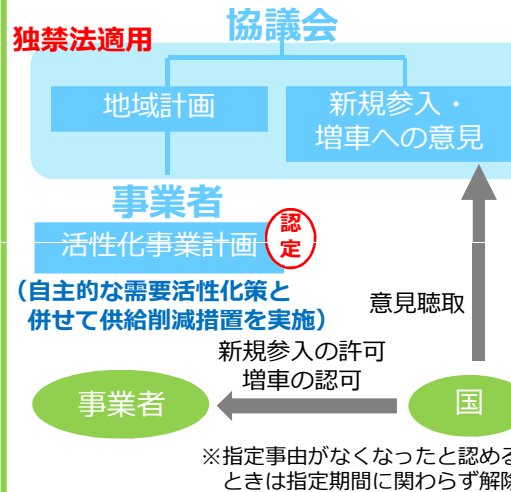
原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

## 準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間 3年



※指定事由がなくなつたと認めるときは指定期間に関わらず解除

## 協議会の構成員

協議会の構成員は、次に掲げるものとする（括弧内は例）。

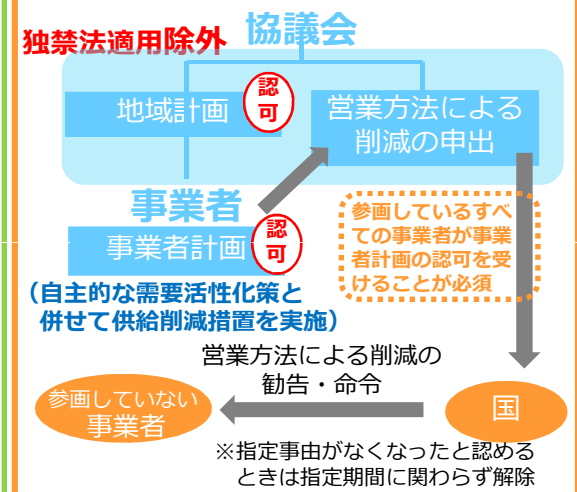
1. 都道府県知事・市町村長又はそれらの指名する者
2. タクシー事業者等（社団法人〇〇都道府県タクシー協会、〇〇株式会社）
3. 労働組合等（〇〇労働組合〇〇都道府県支部）
4. 地域住民の代表（〇〇自治会長又は〇〇商工会長）
5. 鉄道事業者、バス事業者等（〇〇株式会社）
6. 学識経験者（〇〇大学教授〇〇）
7. 都道府県労働局又は労働基準監督署
8. 都道府県公安委員会
9. その他協議会が必要と認める者を列記

21

## 特定地域（運審諮問・大臣指定）

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間 3年



※指定事由がなくなつたと認めるときは指定期間に関わらず解除

地方運輸局長が構成員から外れる。